



香港から日本への渡航における隔離制限強化について

1. 香港から日本への渡航における隔離制限強化について

新型コロナウイルスの変異株「オミクロン株」への対応として、日本政府は2021年11月30日午前0時より世界の全ての国と地域を対象に、ビジネス目的などの外国人の新規入国を原則停止する方針を発表しました。

加えてオミクロン株が香港で確認されたことで、日本人が香港から帰国する際の対応も強化されることになりました。具体的には、過去14日以内に香港に滞在歴のある入国者は、入国時にPCR検査陰性証明書を提示し、指定宿泊施設で3日間の待機（入国日を含めない）が求められます。さらに入国後3日目にも検査を行い、陰性であれば指定宿泊施設を退所でき、入国後14日目までの間は自宅等で待機を行います。これまでワクチン接種者に対して行われていた、3日間停留措置の免除や待機期間短縮措置といった行動制限緩和措置は、2021年12月1日午前0時以降の入国者に対しては停止されません。

2. 感染リスク通知アプリ「安心出行」の義務化範囲の拡大

香港政府は2021年11月23日、新型コロナウイルス感染リスク通知アプリ「安心出行（リーブホームセーフ）」の使用を義務付ける範囲を、2021年12月9日から全ての飲食店と美容院等にも拡大すると発表しました。安心出行は、公共の場に掲示されたQRコードを利用者がスマートフォンのアプリで読み取り、訪問履歴をスマートフォン内に記録する仕組みで、既に一部の飲食店や政府施設、街市（公設市場）などで入場者の使用が義務付けられていました。

12月9日から新たに使用が義務化されるのは、全ての飲食店の他、ゲームセンターや公衆浴場、フィットネスセンター、美容院、マッサージ店等です。このうち飲食店はこれまでC類、D類と呼ばれる比較的緩やかな営業規制が適用される店だけが使用対象でしたが、12月9日からはA類、B類に分類される店も対象となります。

3. マカオからの香港入国、隔離免除を再開

香港政府は2021年10月28日、中国本土及びマカオからの入国者に一定条件下で強制隔離を免除するスキーム「回港易（リターン2hk）」（香港身分証の保有者が対象）及び「来港易（カム2hk）」（本土とマカオの居住者が対象）について、マカオからの入国者への適用を2021年11月2日から再開すると発表しました。

フェアコンサルティング グループ

FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・広州・深圳・台湾・香港



FAIR CONSULTING
GROUP

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話：+852-2156-9698

担当：山口 (YAMAGUCHI) 日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。